

ID: 1620

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	通所給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の9第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の9の規定による。 第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。 (1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 (2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 (3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日